

埼玉園芸生産力強化支援事業費補助金交付要綱

平成26年5月30日決裁
平成31年4月1日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和4年9月30日一部改正
令和5年4月3日一部改正

(目的)

第1条 県は、埼玉園芸生産力強化支援事業実施要領（平成26年5月30日農林部長決裁）に基づき、市町村等別表1の1の欄に掲げるもの（以下「補助事業者」という。）が実施する埼玉園芸生産力強化支援事業（以下「補助事業」という。）に要する経費につき補助事業者に対し、又は農業協同組合等別表1の2に掲げるもの（以下「間接補助事業者」という。）に対し市町村が補助する場合における当該補助に要する経費につき当該市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金交付の対象となる事業、補助率等は別表2に定めるところによる。

なお、支払い方法については、事業の目的及び補助事業者の性質上、必要に応じて概算払いができるものとする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとし、県は補助金の交付申請をしようとするものに対して通知するものとする。

3 規則第4条第1項の申請書を提出するにあたっては、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

(添付書類の省略)

第4条 規則第4条第2項第1号から4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(軽微な変更)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(重要な変更の承認手続)

第7条 補助事業者は、交付決定の通知の際、知事が付した条件により、別表2の重要な変更の欄に掲げる変更について知事の承認を受けようとする場合には、様式第3号による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

- 2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の中止及び廃止の場合を含む。）後30日以内又は、当該年度の3月20日までのいずれか早い方を原則とする。
- 3 第1項の実績報告書を提出するにあたって、第3条第3項のただし書に該当した補助事業者において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第1項の実績報告書を提出した後に、第3条第3項のただし書に該当した補助事業者において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を様式5号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知書)

第10条 規則14条の補助金の額の確定通知は、様式第6号のとおりとする。

- 2 規則14条の補助金の額の確定をするにあたっては、前条の規定による報告書の提出を受けた機関による当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果に基づき行うものとする。

(財産処分期限の緩和期間等)

第11条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

- 2 前項の場合において、大蔵省令に定めのない施設については、農林水産大臣が別に定める期間とする。
- 3 規則第19条第2号に規定する知事が定めるものは、1件の取得価格が50万円以上の財産とする。
- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合において財産を処分する場合は、知事の承認を受けるとともに、原則として残存簿価のうち補助金相当額について、返還しなければならない。

(書類の整備等)

- 第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別添様式の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の経由)

- 第13条 規則及びこの要綱に基づき別表1の2の欄に掲げる者が知事に提出する書類は、管轄する市町村の長を経由して提出するものとする。
- 2 市町村長が、前項の知事に提出する書類の提出を受けた場合、及び別表1の1に掲げる者のうち、市町村長または知事が特に認める者が知事に書類を提出する場合は、管轄する農林振興センターを経由して提出するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第14条 補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について、補助金の交付申請前に間接補助事業者に対し確認しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年5月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度までに実施した事業については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度までに実施した事業については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月30日から施行する。
- 2 この要綱の改正までに実施した事業については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。
- 2 この要綱の改正までに実施した事業については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

別表 1

1	2
<p>国交付等要綱及びその他関連通知で定める事業実施主体のうち、次に掲げる者とする。</p> <p>市町村</p> <p>全国農業協同組合連合会埼玉県本部</p> <p>埼玉県農林公社</p> <p>2 の欄に掲げる者のうち市町村の区域を超えて活動する者で知事が特に必要と認める者</p>	<p>国交付等要綱及びその他関連通知で定める事業実施主体のうち、市町村、全国農業協同組合連合会埼玉県本部、埼玉県農林公社を除いた者とする。（農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、その他農業者の組織する団体など）</p>

別表 2

補助率等	重要な変更
<p>当該補助事業費又は間接補助事業費の強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（3 農産第2890号令和4年4月1日農林水産事務次官依命通知）に定める交付率以内</p>	<p>1 事業費の30%を超える増減 2 事業の中止又は廃止</p>

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 以下(5)(6)の条項は、補助事業を実施するに当たり、第三者への委託等が発生する場合に必要に応じ記載する ----
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかつたと認められるとき。

事業参加者：

所 在 地：

（代表者氏名： ）